

# 企業参画型子育て支援事業実施要綱

平成24年1月12日制定（児第2499号）  
平成24年6月1日一部改正（児第839号）  
平成27年4月1日一部改正（児第3411号）  
平成28年4月1日一部改正（子第97号）  
平成30年4月1日一部改正（子第2101号）  
令和3年4月1日一部改正（子第1919号）

## I 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、県内における子育ての環境について、経済的、物理的に支援を図る体制を整備することにより、県全体で子育てを行う家庭を応援する機運を醸成することを目的として実施する「企業参画型子育て支援事業」について、必要な事項を定めるものとする。

（事業の定義）

第2条 企業参画型子育て事業とは、県が、前条に定める目的を達成するため、事業者の協賛を得て行う事業を総じて言うものとし、次の各号に掲げる事業をもって構成する。

### （1）子育て応援！チーパス事業

県内において居住する18歳になって最初に迎える3月31日まで（以下「18歳未満」という。）の子ども又は妊娠中の人が属する世帯（以下「子育て家庭」という。）に対し優待カードを交付するとともに、県の承認を受け、当該優待カードの提示を行う者に対し任意に定めたサービスを提供する店舗等を確保することにより、当該優待カードの利用促進を図り、もって子育て家庭を経済的、物理的に支援する事業

### （2）チーバくんを活用した子育て応援事業

県が行う子育て施策への協賛を目的として、事業者がチーバくん（千葉県マスコットキャラクター）を活用して行う取組みに対し、承認等を行うことにより促進を図り、もって県の子育て施策の推進を図る事業

## II 子育て応援！チーパス事業

（用語の定義）

第3条 第2条第1号に定める「子育て応援！チーパス事業」（以下「チーパス事業」という。）の実施にあたり、この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) チーパス

第2条第1号に定める優待カード（紙媒体のカードのほか、県が運用するスマートフォン向けアプリ及びウェブサイト「チーパス・スマイル」内で表示される電子版チーパスを含む。）をいい、そのデザイン等は別記第1号様式に定めるところによる。

(2) チーパスの店

第2条第1号に定める、県の承認を受け、チーパスの提示を行う者に対し任意に定めたサービスを提供する店舗等をいう。

(3) 協賛ステッカー

チーパスの店であることを示すために店頭等に掲示するステッカーをいい、そのデザイン等は別記第2号様式に定めるところによる。

(4) サービス

チーパスの店でチーパスを提示した利用者に対し提供するため、その設置者が任意に定めるサービスをいい、次のとおり区分する。

ア お得なサービス

商品代等の割引等、子育て家庭に経済的寄与をもたらすサービスをいう。

イ 安心なサービス

授乳やおむつ替えの場所の提供等、子育て家庭に寄与する物理的環境を提供するサービスをいう。

ただし、前区分「お得なサービス」に該当するサービスの提供が行われない店舗等にあつては、当該店舗等において物品購入や契約等を行うことを条件として当該物理的環境が提供されるものを除く。

(5) チーパス・スマイル

結婚から妊娠・出産、子育てまでを応援するために、千葉県が開発したコンテンツで、チーパスの店の検索や電子版「チーパス」の表示、結婚・子育て支援情報の提供などを行う、ウェブサイト・アプリをいう。

(事務の範囲)

第4条 チーパス事業における事務は次の各号に定める範囲において行うものとする。

- (1) チーパス事業の実施に必要な物品を作成及び調達し、必要な配付を行うこと。
- (2) チーパスの交付に関すること。
- (3) チーパスの店の確保に関すること。
- (4) チーパスの店の承認に関すること。
- (5) チーパスの店の利用促進を図ること。
- (6) チーパス事業に関する広報を行うこと。
- (7) その他チーパス事業の実施に関すること。

2 前項各号の事務を行うにあたり、次の各号に定める範囲の事務について市町村の協力を求めるものとする。

ただし、当該市町村の同意が得られない場合にはこの限りでない。

- (1) 当該市町村の所管区域に所在する県民に対し、チーパスを交付すること。
  - (2) 当該市町村の所管区域におけるチーパスの店の確保に関すること。
  - (3) 当該市町村の所管区域に所在するチーパスの店の利用促進を図ること。
  - (4) チーパス事業に関する広報を行うこと。
  - (5) その他チーパス事業の実施に関すること。
- 3 前項に定める市町村の協力を求める場合には、依頼文書によるほか、チーパス事業への協力にあたり必要な事項を定めた要綱の例を当該市町村に提示しなければならない。
- 4 第2項の求めに応じた市町村から、同項各号に定める事務を実施するにあたり生じた疑義等に関し支援又は助言を求められた場合には、可能な範囲において、必要な対応を行わなければならない。

(チーパスの取扱い等)

- 第5条 チーパスの交付は子育て家庭に限り行うものとし、チーパスを交付する場合には、交付を求める者に対し「チーパス交付申請書」(別記第3号様式)を提出又はチーパス・スマイルにおいて利用登録をするよう求めなければならない。
- 2 前項の交付申請書の提出又はチーパス・スマイルから利用登録があった場合において、当該申請を行った者が属する世帯が子育て家庭に該当すると認められる場合には、その者に対し、チーパスを交付するものとする。
  - 3 前項の場合においては、必要に応じ、申請を行った者に対して子育て家庭に属する者に該当することを証する書面の提示等を求めることができるものとする。
  - 4 紙媒体のチーパスの交付を受けた者から、紛失、毀損等の理由によって再交付を求められた場合には、その者に対し「チーパス再交付申請書」(別記第4号様式)を提出するよう求めなければならない。
  - 5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。
  - 6 第1項又は第4項の申請によりチーパスの交付を受ける者には、次の各号に定める事項を遵守するよう求めなければならない。
    - (1) チーパス裏面の所定の位置又はチーパス・スマイルの利用登録時に、18歳未満の子どもの氏名及び生年月日並びに家族(妊娠中の人を含む。)の氏名を記載しなければならない。
    - (2) チーパスの店でサービスを受ける場合は、チーパスを提示しなければならない。  
ただし、チーパスの店自らが、サービスの提供にあたりチーパスの提示を不要としている場合を除く。

- (3) 前号の場合のほか、サービスの提供にあたりチーパスの店が別途条件を定めている場合には、当該条件を遵守しなくてはならない。
  - (4) チーパスを複製したり他人に譲渡又は貸与したりするなどの不正な行為をしてはならない。
  - (5) チーパスの有効期限を超えて使用してはならない。
  - (6) その他、チーパスの利用に関し、県及び市町村並びにチーパスの店又はチーパス事業の協賛事業者に損害等を及ぼす行為等、不適当な行為はしてはならない。
- 7 前項第5号の有効期限は、チーパスの交付を受けた者が属する世帯が子育て家庭に該当しなくなる日の前日までとする。
- 8 チーパスの交付を受けた者が第6項各号に定める事項を遵守しない場合には、その者に対しチーパスの返却又はチーパス・スマイルの利用登録削除を求めることができる。
- 9 紙媒体のチーパスの交付状況等については、「チーパス受払簿」（別記第5号様式）により管理しなければならない。
- 10 第1項から前項に定める事項は、前条第2項第1号の事務について市町村に協力を求める場合において準用されるよう求めなければならない。

(協賛店舗等の承認等)

- 第6条 第2条第1号の承認を行う場合には、当該承認を求める者に対し、「子育て応援！チーパス事業協賛規約」（別紙2。以下「協賛規約」という。）に定める事項に同意をしたうえで、「子育て応援！チーパス事業協賛申込書」（別記第6号様式）を提出又はチーパス・スマイルウェブサイトから申込をするよう求めなければならない。
- 2 前項の申込みに対する承認は、当該申込者に対し協賛ステッカーの交付をもって行うものとする。
- 3 前項の承認は、申込者及び申込みの内容が次の各号のいずれかに該当する場合又は該当する恐れがある場合には行ってはならない。
- (1) 法令その他公序良俗に反する場合
  - (2) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
  - (3) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年五月十五日法律第七十七号）」第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員と認められる場合
  - (4) 社会通念上、子育て家庭の利用促進を図る対象として適当と認められない場合
  - (5) 申込者が定めるサービスが、第3条第4号に照らし適当と認められない場合

- (6) 申込者が定めるサービスについて、子育て家庭に対して提供するサービスとそれ以外のものに対して提供するサービスとの差異が認められない場合
  - (7) 前各号に定める場合のほか、千葉県広告事業実施要綱第4条第2項に規定する基準に照らし適当と認められない場合
  - (8) 前各号に定める場合のほか、協賛規約に掲げる事項に反する場合
- 4 第2項の承認を行う際には、申込者に対し、次の各号に定める事項を遵守するよう求めなければならない。
- (1) 協賛規約を遵守しなければならない。
  - (2) 承認を受けた事項に変更又は廃止があった場合には、「子育て応援！チーパス事業協賛内容等変更（廃止）届出書」（別記第7号様式）による届け出又はチーパス・スマイルウェブサイトにより申請しなければならない。
  - (3) 協賛ステッカーを複製（県の承諾がある場合を除く。）し、又は他人に譲渡若しくは貸与する等の不正な行為をしてはならない。
  - (4) その他、協賛を行うことに関し、県及び市町村並びに子育て家庭等に損害を及ぼす行為等、不適当な行為はしてはならない。
- 5 第1項の申込みに対し承認を行わない場合には、当該申込者に対し、「子育て応援！チーパス事業協賛不承認通知書」（別記第8号様式）又はチーパス・スマイルウェブサイトにより承認しない旨を通知しなければならない。
- 6 第1項から前項に定める事項は、第4項第2号に定める変更の届出があった場合に準用する。
- 7 チーパスの店の設置者から、紛失、毀損等の理由によって協賛ステッカーの再交付を求められた場合には、その者に対し「子育て応援！チーパス事業協賛ステッカー再交付申請書」（別記第9号様式）を提出するよう求めなければならない。
- 8 第2項の承認の効力は、その対象となったサービスの提供を終了した日又は当該設置者及びその者が行う事業について次の各号のいずれかに該当することが明らかになった日のうちいずれか早い日をもって失効するものとする。
- (1) 第3項各号のいずれかに該当することが判明した場合
  - (2) 特段の事情がないにもかかわらず、第4項各号に掲げる事項が遵守されない場合
- 9 前項の規定によって失効した協賛ステッカーは、当該店舗等の設置者に対し、直ちに返却を求めなければならない。
- ただし、返却を求めた協賛ステッカーに毀損や紛失等のやむを得ない理由があり、返却できないことが明らかな場合には、この限りではない。

### Ⅲ チーバくんを活用した子育て応援事業

(対象)

第7条 第2条第2号に定める「チーバくんを活用した子育て応援事業」の対象とする事業者の取組は、次の各号のいずれかに該当する取組とする。

ただし、いずれの場合にあっても、一定の間において継続的に行われるものであって、第3条第1号に定めるチーパス及び同条第3号に定める協賛ステッカーのデザイン（以下「チーバくん関連デザイン」という。）に用いられるチーバくんを活用する内容でなければならない。

- (1) 寄付又は物品提供等の手段によって県の行う子育て施策に財政的観点から協賛を行う取組
- (2) 周知広報の手段を提供することによって県の行う子育て施策に広報的観点から協賛を行う取組
- (3) その他事業者が任意に提案する手段によって、県の行う子育て施策に協賛を行う取組

(取組の承認等)

第8条 第2条第2号の承認は、承認を受けようとする事業者からの申込みに対し、前条各号のいずれかに該当すると認められる場合に限り行うものとする。

- 2 前項の申込みは、承認を求める者に対し、取組内容や効果等を記載した書面をもって行うよう求めなければならない。
- 3 前項の申込みに対する承認又は不承認を行った場合には、申込者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(承認の効果等)

第9条 前条の承認を行った場合には、当該事業者及び取組の内容等について、広く県民に対し周知を行わなければならない。

- 2 第7条第1号に該当する取組によって県に対する寄附金が発生した場合においては、当該寄附金額を千葉県安心こども基金条例（平成21年条例第2号）第2条の規定に基づき同基金に組み入れなければならない。
- 3 第7条第1号に該当する取組によって発生した寄附金及び提供物品等は、県の行う子育て施策において活用しなければならない。

## IV 雑則

(チーバくん関連デザイン等の取扱い)

第10条 本事業におけるチーバくん関連デザイン及び当該デザインに用いられるチーバくんの使用等に係る取扱いについては、原則として「千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」デザイン等使用取扱要領」(以下「チーバくん取扱要領」という。)の定めるところにより行われなければならない。

2 前項の定めに関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、第6条第2項の承認をもって、チーバくん関連デザインを使用させることができる。

ただし、当該使用者に対し報告を求めるなどして、必要に応じ、その使用状況を把握しておかなければならない。

(1) チーパスの店の設置者が、チーパス事業によって提供するサービスを利用者に対し周知又は宣伝するため、チーパス・スマイルウェブサイトからダウンロードしたチーバくん関連デザインの画像を広告等に使用する場合

(2) チーパスの店の設置者が、チーパス事業に協賛する事業者であることを利用者に対し周知又は宣伝するため、チーパス・スマイルウェブサイトからダウンロードしたチーバくん関連デザインの画像を広告等に使用する場合

3 前項の定めにより使用を認める場合においては、その使用者に対し、次の各号に定める事項を遵守するよう求めなければならない。

(1) 県の事前承諾を得ずに、当該デザインを変更し又はその一部のみを使用することはしてはならない。

(2) 当該デザインの縦横比を変更してはならない。

(3) 当該デザインの配色を変更してはならない。

(4) 当該デザインの使用状況等について県から報告等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(5) その他チーバくん取扱要領に反する使用はしてはならない。

4 第6条第2項又は第8条第1項の承認を受けた者において、チーバくん関連デザイン及び当該デザインに用いられるチーバくんの使用に関し、前項各号又はチーバくん取扱要領の定め反する事項が認められた場合にあつては、本要綱の定めいずれにも関わらず、その使用するチーバくん関連デザイン及び当該デザインに用いられるチーバくんの一切について使用の停止を命じるものとする。

5 第8条第3項の承認通知の写しは、当該通知を受けた者において、チーバくん取扱要領第8条第2項の書面とすることができる。

(個人情報保護)

第11条 本事業の実施に関し収集した個人情報は、千葉県個人情報保護条例（平成5年条例第1号）の定めに従い、適切に取り扱わなければならない。

（委任）

第12条 本要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は子育て支援課長が別途定める。

平成24年1月12日制定附則

- 1 この要綱は、平成24年1月12日から施行する。
- 2 この要綱のいずれの定めにもかかわらず、平成24年7月1日までに行うチーパス及び協賛ステッカーの交付は、児童家庭課長において別途定める方法によるものとする。
- 3 この要綱のいずれの定めにもかかわらず、平成24年7月1日までに交付されたチーパス及び協賛ステッカーの効力は、平成24年7月2日に生じるものとする。

平成24年6月1日改正附則

- 1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

平成27年4月1日改正附則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

平成28年4月1日改正附則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

平成30年4月1日改正附則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

令和3年4月1日改正附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式

第1号	チーパス
第2号	協賛ステッカー
第3号	チーパス交付申請書
第4号	チーパス再交付申請書
第5号	チーパス受払簿
第6号	子育て応援！チーパス事業協賛申込書
第7号	子育て応援！チーパス事業協賛内容等変更（廃止）届出書
第8号	子育て応援！チーパス事業協賛不承認通知書
第9号	子育て応援！チーパス事業協賛ステッカー再交付申請書



## 別紙1（第4条第3項）

### （市町村名）子育て応援！チーパス事業実施要綱

#### （趣旨）

第1条 この要綱は、千葉県（以下「県」という。）から行われた「子育て応援！チーパス事業」の実施に係る協力依頼に応じ、（市町村名）内における子育ての環境について、経済的、物理的に支援を図る体制を整備することにより、（市町村名）全体で子育てを行う家庭を応援する機運を醸成することを目的として実施する「（市町村名）子育て応援！チーパス事業」について、必要な事項を定めるものとする。

#### （事業の定義）

第2条 （市町村名）子育て応援！チーパス事業とは、（市町村名）内において居住する18歳になって最初に迎える3月31日まで（以下「18歳未満」という。）の子ども又は妊娠中の人がある世帯（以下「子育て家庭」という。）に対し県が交付する優待カードを交付するとともに、県の承認を受け、当該優待カードの提示を行う者に対し任意に定めたサービスを提供する店舗等を（市町村名）内に確保することにより、当該優待カードの利用促進を図り、もって子育て家庭を経済的、物理的に支援する事業とする。

#### （用語の定義）

第3条 （市町村名）子育て応援！チーパス事業の実施にあたり、この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

##### （1）チーパス

第2条に定める県が交付する優待カード（紙媒体のカードのほか、県が運用するスマートフォン向けアプリ及びウェブサイト「チーパス・スマイル」内で表示される電子版チーパスを含む。）をいう。

##### （2）チーパスの店

第2条に定める、県の承認を受け、チーパスの提示を行う者に対し任意に定めたサービスを提供する店舗等をいう。

##### （3）協賛ステッカー

チーパスの店であることを示すために店頭等に掲示する県が交付したステッカーをいう。

##### （4）サービス

チーパスの店でチーパスを提示した利用者に対し提供するため、その設置者が任意に定めるサービスをいい、次のとおり区分する。

##### ア お得なサービス

商品代等の割引等、子育て家庭に経済的寄与をもたらすサービスをいう。

## イ 安心なサービス

授乳やおむつ替えの場所の提供等、子育て家庭に寄与する物理的環境を提供するサービスをいう。

ただし、前区分「お得なサービス」に該当するサービスの提供が行われない店舗等にあつては、当該店舗等において物品購入や契約等を行うことを条件として当該物理的環境が提供されるものを除く。

### (5) チーパス・スマイル

結婚から妊娠・出産、子育てまでを応援するために、千葉県が開発したコンテンツで、チーパスの店の検索や電子版「チーパス」の表示、結婚・子育て支援情報の提供などを行う、ウェブサイト・アプリをいう。

## (事務の範囲)

第4条 本事業は、(事務担当課)において主体的に事務を行うものとし、その範囲は次の各号に定める範囲とする。

- (1) 管内に所在する子育て家庭に対し、チーパスを交付すること。
- (2) 管内におけるチーパスの店の確保に関すること。
- (3) 管内に所在するチーパスの店の利用促進を図ること。
- (4) 本事業に関する広報を行うこと。
- (5) その他本事業の実施に関すること。

2 前項各号に定める事務を実施するにあたり生じた疑義等に関しては、必要に応じ、県に対し支援又は助言を求めることができる。

## (チーパスの取扱い等)

第5条 チーパスの交付は子育て家庭に限り行うものとし、チーパスを交付する場合には、交付を求める者に対し「チーパス交付申請書」(参考様式1(県要綱別記第3号様式準拠))を提出又はチーパス・スマイルにおいて利用登録をするよう求めなければならない。

ただし、交付を求める者が子育て家庭に属することが客観的に明らかな場合においては、この限りでない。

2 前項の交付申請書の提出又はチーパス・スマイルから利用登録があつた場合において、当該申請を行った者が属する世帯が子育て家庭に該当すると認められる場合には、その者に対し、チーパスを交付するものとする。

3 前項の場合においては、必要に応じ、申請を行った者に対して子育て家庭に属する者に該当することを証する書面の提示等を求めるものとする。

4 紙媒体のチーパスの交付を受けた者から、紛失、毀損等の理由によって再交付を求

められた場合には、その者に対し「チーパス再交付申請書」（参考様式2（県要綱別記第4号様式準拠））を提出するよう求めなければならない。

ただし、再交付を求める者が子育て家庭に属することが客観的に明らかな場合、毀損等の理由により現物との交換を求められた場合においては、この限りでない。

- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。
- 6 第1項又は第4項の申請によりチーパスの交付を受ける者には、次の各号に定める事項を遵守するよう求めなければならない。
  - (1) チーパス裏面の所定の位置又はチーパス・スマイルの利用登録時に、18歳未満の子どもの氏名及び生年月日並びに家族（妊娠中の人を含む。）の氏名を記載しなければならない。
  - (2) チーパスの店でサービスを受ける場合は、チーパスを提示しなければならない。  
ただし、チーパスの店自らが、サービスの提供にあたりチーパスの提示を不要としている場合を除く。
  - (3) 前号の場合のほか、サービスの提供にあたりチーパスの店が別途条件を定めている場合には、当該条件を遵守しなくてはならない。
  - (4) チーパスを複製したり他人に譲渡又は貸与したりするなどの不正な行為をしてはならない。
  - (5) チーパスの有効期限を超えて使用してはならない。
  - (6) その他、チーパスの利用に関し、県及び市町村並びにチーパスの店又は本事業の協賛事業者に損害等を及ぼす行為等、不適当な行為はしてはならない。
- 7 前項第5号の有効期限は、チーパスの交付を受けた者が属する世帯が子育て家庭に該当しなくなる日の前日までとする。
- 8 チーパスの交付を受けた者が第6項各号に定める事項を遵守しない場合には、その者に対しチーパスの返却又はチーパス・スマイルの利用登録削除を求めることができる。
- 9 紙媒体のチーパスの交付状況等については、「チーパス受払簿」（参考様式3（県要綱別記第5号様式準拠））により管理しなければならない。
- 10 チーパスの交付状況等に関し、県から報告を求められた場合には、これに応じなければならない。

（チーパスの店の取扱い）

第6条 管内に所在するチーパスの店において、次の各号のいずれかに該当する事実を把握した場合には、県に対し速やかに通報しなければならない。

- (1) 当該店舗等の現況が、県がホームページ等により県民に提供している情報と相違していること。
- (2) 協賛ステッカーを複製（県の承諾がある場合を除く。）し、又は他人に譲渡若しくは貸与する等の不正な行為をしていること。
- (3) その他、協賛を行うことに関し、県及び市町村並びに子育て家庭等に損害を及ぼす行為等、不適当な行為をしていること。

（個人情報保護）

第7条 本事業の実施に関し収集した個人情報は、（市町村）個人情報保護条例（平成〇年条例第〇号）の定めに従い、適切に取り扱わなければならない。

（委任）

第8条 本要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は（所管課長）が別途定める。

平成24年〇月〇日制定附則

- 1 この要綱は、平成24年〇月〇日から施行する。
- 2 この要綱のいずれの定めにもかかわらず、平成24年7月1日までにを行うチーパスの交付は、（所管課長）において別途定める方法によるものとする。
- 3 この要綱のいずれの定めにもかかわらず、平成24年7月1日までに交付されたチーパスの効力は、平成24年7月2日に生じるものとする。

平成27年〇月〇日改正附則

- 1 この要綱は、平成27年〇月〇日から施行する。

平成28年〇月〇日改正附則

- 1 この要綱は、平成28年〇月〇日から施行する。

平成30年〇月〇日改正附則

- 1 この要綱は、平成30年〇月〇日から施行する。

令和3年〇月〇日改正附則

- 1 この要綱は、令和3年〇月〇日から施行する。

別紙2（第6条第1項）

子育て応援！チーパス事業協賛規約

（趣旨）

第1条 この規約は、千葉県（以下「県」という。）が行う「子育て応援！チーパス事業」（以下「本事業」という。）の実施に関し、本事業への協賛を行う事業者にとっていただきたい事項等について定めるものです。

（事業の定義）

第2条 本事業は、県が、県内において居住する18歳になって最初に迎える3月31日まで（以下「18歳未満」という。）の子ども又は妊娠中の人が属する世帯（以下「子育て家庭」という。）に対し優待カードを交付するとともに、県の承認を受け、当該優待カードの提示を行う者に対し任意に定めたサービスを提供する店舗等を確保することにより、当該優待カードの利用促進を図り、もって子育て家庭を経済的、物理的に支援するために行う事業のことをいいます。

（用語の定義）

第3条 この規約における用語の意義は、次の各号に定めるとおりです。

（1）チーパス

第2条に定める優待カード（紙媒体のカードのほか、県が運用するスマートフォン向けアプリ及びウェブサイト「チーパス・スマイル」内で表示される電子版チーパスを含む。）をいい、そのデザイン等については次のとおりです。

【表】



【裏】

このカード(チーパス)は、千葉県が発行する子育て家庭優待カードです。

使用資格 18歳未満のお子さん、妊娠中の方及びその同居のご家族に限り有効  
※使用資格者の氏名を下欄に必ず記入してください。

使用期限 一番下のお子さんが満18歳になって最初に迎える3月31日まで使用可

使用上の注意 ①チーパスの提示により受けられるサービスは、チーパスの店(協賛店)のご厚意によるものであり、サービスの内容はお店によって異なります。  
②チーパスの提示以外に、使用資格の確認をさせていただく場合があります。  
③チーパスを他人に貸したり、譲ったりすることはできません。

18歳未満のお子さん		ご家族(妊娠中の方を含む)
お子さんの氏名	生年月日	ご家族の氏名
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

※カードのサイズは、縦53.98ミリメートル×横85.6ミリメートルとする。

なお、電子版については、この限りでない。また、電子版は表面のみ。

（2）チーパスの店

第2条に定める、県の承認を受け、チーパスの提示を行う者に対し任意に定めたサービスを提供する店舗等をいいます。

### (3) 協賛ステッカー

チーパスの店であることを示すために県が交付する店頭等に掲示するステッカーをいい、そのデザイン等については次のとおりです。



※ステッカー（大）のサイズは、縦 210 ミリメートル×横 150 ミリメートルとする。



※ステッカー（小）のサイズは、縦 55 ミリメートル×横 70 ミリメートルとする。



《全国共通ロゴマーク》

※ステッカーのサイズは、縦 148 ミリメートル×横 105 ミリメートルとする。

※チーパスの店のうち、全国展開に協賛する店舗についてのみ交付、利用可

### (4) サービス

チーパスの店でチーパスを提示した利用者に対し提供するため、その設置者が任意に定めるサービスをいい、次のとおり区分します。

ア お得なサービス

商品代等の割引等、子育て家庭に経済的寄与をもたらすサービスをいう。

イ 安心なサービス

授乳やおむつ替えの場所の提供等、子育て家庭に寄与する物理的環境を提供するサービスをいう。

ただし、前区分「お得なサービス」に該当するサービスの提供が行われない店舗等にあつては、当該店舗等において物品購入や契約等を行うことを条件として当該物理的環境が提供されるものを除く。

(5) チーパス・スマイル

結婚から妊娠・出産、子育てまでを応援するために、千葉県が開発したコンテンツで、チーパスの店の検索や電子版「チーパス」の表示、結婚・子育て支援情報の提供などを行う、ウェブサイト・アプリをいう。

(協賛の手続き等)

第4条 本事業の協賛申込みは、県が定める「子育て応援！チーパス事業協賛申込書」を県に提出することにより行います。また、チーパス・スマイルウェブサイトから申し込むことができます。

2 前項の協賛申込みは、前条第4号ア又はイのいずれかのサービスを子育て家庭に提供する内容としなければなりません。

なお、当該サービスの提供にあつては、原則としてチーパスの提示を条件とします。

また、チーパスの不正利用等を回避するため、必要に応じ、利用者に対して子育て家庭に属する者に該当することを証する書面の提示を求める等、事業者において任意にサービスの提供条件を設定して差し支えないものとします。

3 協賛の承認は、申込者及び申込みの内容が次の各号のいずれかに該当する場合又は該当する恐れがある場合には、行いません。

(1) 法令その他公序良俗に反する場合

(2) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合

(3) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年五月十五日法律第七十七号）」第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員と認められる場合

(4) 社会通念上、子育て家庭の利用促進を図る対象として適当と認められない場合

(5) 申込者が定めるサービスが、第3条第4号に照らし適当と認められない場合

(6) 申込者が定めるサービスについて、子育て家庭に対して提供するサービスとそれ以外のものに対して提供するサービスとの差異が認められない場合

(7) 前各号に定める場合のほか、千葉県広告事業実施要綱第4条第2項に規定する基準に照らし適当と認められない場合

(8) 前各号に定める場合のほか、当協賛規約に掲げる事項に反している場合

- 4 申込みの内容について前項各号に照らし必要があると認める場合には、県から申込者に対し内容の是正等を求めることがあります。
- 5 申込みの内容について審査した結果、承認を行うことが適当と認めた場合には、協賛ステッカー及びチーパス・スマイルウェブサイトにおいて使用する認証番号を交付します。
- 6 前項の承認を受けた事業者（以下「協賛事業者」という。）は、次の各号に定める事項を遵守してください。
  - (1) 当協賛規約の内容を遵守すること。
  - (2) 承認を受けた事項に変更又は廃止があった場合には、速やかに県が定める「子育て応援！チーパス事業協賛内容等変更（廃止）届出書」により県へ届け出ること。
  - (3) 協賛ステッカーの複製や他人に譲渡・貸与するなどの行為をしてはならないこと。
  - (4) その他、協賛を行うことに関し、県、市町村及び子育て家庭等に損害等を及ぼす行為等、不適当な行為をしてはならないこと。
- 7 前項に定める事項のほか、協賛ステッカーの使用に関し、次の各号に定める事項を遵守してください。
  - (1) 提供するサービス内容を協賛ステッカーの所定の位置に記載し、チーパスの利用者が見やすい位置に掲示すること。
  - (2) サービス内容を変更するときは、変更の日以後、速やかに協賛ステッカーの記載を変更すること。
  - (3) 協賛を廃止するときは、廃止の日以後、協賛ステッカーを掲示してはならないこと。
- 8 第5項の承認の効力は、その対象となったサービスの提供を終了した日又は当該設置者及びその者が行う事業について次の各号のいずれかに該当することが明らかになった日のうちいずれか早い日をもって失効するものとします。
  - (1) 第3項各号のいずれかに該当することが判明した場合
  - (2) 特段の事情がないにもかかわらず、第6項各号に掲げる事項が遵守されない場合
- 9 申込みの内容について審査した結果、承認を行わない場合には、その申込者に対し、県が定める「子育て応援！チーパス事業協賛不承認通知書」又はチーパス・スマイルウェブサイトを経由して、その旨を通知します。
- 10 本条に定める事項は、第6項第2号に定める変更等の届出があった場合に準用します。



1 1 協賛事業者は、紛失、毀損等の理由によって協賛ステッカーの再交付を求める場合には、県が定める「子育て応援！チーパス事業協賛ステッカー再交付申請書」を提出してください。

1 2 協賛事業者は、第6項第2号に定める廃止の届出を行う場合又は県から求めがあった場合には、協賛ステッカーを返却しなければなりません。

ただし、返却を求めた協賛ステッカーに毀損や紛失等のやむを得ない理由があり、返却できないと判断される場合には、この限りではありません。

(チーパス・スマイルによる情報発信)

第5条 県は、チーパスの店が提供するサービス内容をチーパス・スマイルにより広く県民に周知するものとします。

2 チーパス・スマイルの情報更新は月2回（原則として初日及び16日。ただし、当該日が土日祝日の場合はその前後いずれかの平日とする。）行うものとします。

3 チーパス・スマイルに掲載する事項は、「チーパスの店協賛申込書」に記載された内容を超えない範囲に限られます。

4 チーパス・スマイルへの掲載は、第4条第1項の申込み又は同条第6項第2号の届出が県に到達した日又はチーパス・スマイルウェブサイトから申請した日に応じ、次のとおり行うものとします。

申込み等の県到達日	当該情報の掲載日
当月1日から15日	翌月初日
当月16日から末日	翌月16日

ただし、掲載日が土日祝日の場合は、その前後いずれかの平日とする。

(チーパス・スマイルの停止又は中断)

第6条 次の各号に該当する場合には、協賛事業者に事前に通知することなく、チーパス・スマイルの利用の全部又は一部を停止又は中断することがあります。

(1) チーパス・スマイルに係るシステムの保守、点検作業を定期的又は緊急に行う場合

(2) コンピュータ、通信回線等が事故により停止した場合

(3) 火災、停電、天災地変等の不可抗力によりチーパス・スマイルの運営ができなくなった場合

(4) その他、県が停止又は中断について必要不可避と判断した場合

2 前項の場合において、その停止又は中断に起因して生じた協賛事業者における損害

等について、県は責任を負うものではありません。

(保証の否認及び免責)

第7条 チーパス・スマイルにおける情報掲載は、協賛事業者の設置する協賛店舗等を利用者に対し紹介するためのものであって、県において協賛事業者の取扱商品等の販売促進、顧客斡旋、集客効果等を保証するものではありません。

- 2 協賛事業者は、協賛登録内容が、協賛事業者に適用される法令等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとします。また、協賛事業者としての承認及びチーパス・スマイルにおける協賛事業者の情報掲載は、県が協賛事業者に適用される法令等に適合することを何ら保証するものではありません。
- 3 県は、協賛事業者と利用者との間の実際取引等には関与しないものとし、本事業に関連して協賛事業者において何らかの損害、損失又は費用等が生じた場合にも、県はこれを賠償又は補償する責任を一切負わないものとします。
- 4 第1項から第3項までに規定するもののほか、本事業に関連して協賛事業者と利用者その他第三者との間で生じたトラブルに関しては、県の責に帰すべき事由に起因するものであることが明らかな場合を除き、県は一切の責任を負わないものとします。

(チーバくん関連デザインの取扱い)

第8条 第3条第1号に定めるチーパス及び同条第3号に定める協賛ステッカーのデザイン(以下「チーバくん関連デザイン」という。ただし、全国共通ロゴマークは除く)の使用等に係る取扱いについては、原則として「千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」デザイン等使用取扱要領」(以下「チーバくん取扱要領」という。)の定めるところにより行われるものとします。

なお、全国共通ロゴマークについても本条第2項及び第3項の規定を準用します。

- 2 前項の定めに関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、第4条第5項の承認をもって、チーバくん関連デザインを使用することができます。
  - (1) チーパスの店の設置者が、チーパス事業によって提供するサービスを利用者に対し周知又は宣伝するため、チーパス・スマイルウェブサイトからダウンロードしたチーバくん関連デザインの画像を広告等に使用する場合
  - (2) チーパスの店の設置者が、チーパス事業に協賛する事業者であることを利用者に対し周知又は宣伝するため、チーパス・スマイルウェブサイトからダウンロードしたチーバくん関連デザインの画像を広告等に使用する場合
- 3 前項の定めによりチーバくん関連デザインを使用する際には、次の各号に定める事項を遵守してください。

- (1) 県の事前承諾を得ずに、当該デザインを変更し又はその一部のみを使用することはしてはならないこと。
- (2) 当該デザインの縦横比を変更してはならないこと。
- (3) 当該デザインの配色を変更してはならないこと。
- (4) 当該デザインの使用状況等について県から報告等を求められた場合には、これに応じなければならないこと。
- (5) その他チーバくん取扱要領に反する使用はしてはならないこと。

4 第4条第5項の承認を受けた者において、チーバくん関連デザインの使用に関し、前項各号又はチーバくん取扱要領の定め反する事項が認められた場合にあっては、本要綱の定めいずれにも関わらず、その使用するチーバくん関連デザインの一切について使用の停止を命じるものとします。

#### (規約の変更)

第9条 この規約の内容は、必要に応じ、協賛事業者の事前承諾を得ることなく、変更することがあります。

2 この規約を変更する場合には、県ホームページ又はチーパス・スマイルウェブサイトにて予め変更内容及び変更時期を掲示することにより行うものとします。

#### (協議解決)

第10条 この規約に定めのない事項又はこの規約の解釈に疑義が生じた場合には、県と協賛事業者が別途協議の上、速やかにこれを解決するものとします。

2 前項の規定によって解決した疑義は、程度等に応じ、当規約に反映させるものとします。

#### 平成24年1月12日制定附則

- 1 この規約は、平成24年1月12日から施行します。
- 2 第3条第4号のサービスは、平成24年7月2日以降に提供するものとします。
- 3 事業紹介サイトに係る規定は、県において当該サイトを公開した後に適用されるものとします。

#### 平成24年6月1日改正附則

- 1 この規約は、平成24年6月1日から施行します。

#### 平成27年4月1日改正附則

- 1 この規約は、平成27年4月1日から施行します。

平成28年4月1日改正附則

- 1 この規約は、平成28年4月1日から施行します。

平成30年4月1日改正附則

- 1 この規約は、平成30年4月1日から施行します。

令和3年4月1日改正附則

- 1 この規約は、令和3年4月1日から施行します。